

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づき措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域の実情に応じた
子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ

- ・妊婦健診

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

重点番号14: 一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先の市町村への変更並びに立入検査事務の市町村への移譲(厚生労働省)

病児保育事業について

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認められた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
14 実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれかが1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績（H26年度） *交付決定ペース	1,271か所 <small>（病児対応型698か所、病後児対応型573か所）</small> （延べ利用児童数 約57万人）		
補助率	国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3 （子ども・子育て支援交付金：H28年度予算 982億円の内数）		

○ 質の改善（平成27年度～）

- 1 病児対応型、病後児対応型について、利用の少ない日において地域の保育所等への情報提供や巡回など地域全体の保育の質の向上につながる機能を評価し、基本分補助単価の改善を行う。
- 2 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

○ 送迎加算（平成28年度～）

- ①及び②において、看護師等を追加配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育を実施する場合に、看護師等雇上費等を補助する。

一時預かり事業について

平成28年度予算：982億円の内数
(子ども・子育て支援交付金：内閣府所管)

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着II型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して 集団保育が著しく困難 であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が 一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼ 離島その他の地域 において、保護者が 一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、 利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設備基準 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて必要な設備を設ける。</p> <p>職員配置 乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下することはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができ。※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。</p> </div>				
実施 市町村数 (平成26年度)	1, 199	(※ 平成27年度創設)	41	(※ 平成27年度創設)	(※ 一般型の内数)

